

令和7年分の年末調整における注意事項

令和7年分の基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・特定親族特別控除申告書・所得金額調整控除申告書を作成するにあたっての注意事項です

基礎控除申告書

基礎控除を受けるため、あなたの収入等について記載する欄です

令和7年の所得の見積額が2,500万円以下の方は、記載して提出してください

配偶者(特別)控除や所得金額調整控除を受けない場合でも、提出が必要です

特定親族特別控除申告書

特定親族特別控除を受けるため、特定親族の収入等について記載します

対象者は、イ、ロの両方に当てはまる方です

イ 生計を一にする親族※1で、19～22歳
(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)

ロ 令和7年の所得の見積額が
58万円超123万円以下※4

但し、あなたの配偶者、もしくは、あなた以外の所得者の特定親族となっている方は、対象外です

所得金額調整控除申告書

イ、ロの両方に当てはまる場合に記載してください

イ 令和7年の年末調整の対象となる
給与の収入金額が850万円超

ロ あなたか扶養親族等が特別障害者、
又は、扶養親族が23歳未満(平成15年1月
2日以後の生まれ)

令和7年分 納付所得者の基礎控除申告書 兼 納付所得者の配偶者控除等申告書 兼 納付所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書	
所轄税務署長	給付の支払者の 名 称 (氏 名) 給付の方法 給付の場所 税務署長
(フリガナ) あなたの氏名 あなたの住所 又は居所	
ヤマト タロウ 大和 太郎 東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号	
基・配・特・所	

あなたについての記入欄

配偶者控除等申告書

配偶者(特別)控除を受けるために、
配偶者※1の収入等について記載します

対象者は、イ、ロの両方に当てはまる方です

イ あなたの令和7年の所得の見積額が1,000万円以下※2

ロ 配偶者の令和7年の所得の見積額が133万円以下※3

但し、あなた以外の所得者の扶養親族となっている場合は対象外です

◆ 納付所得者の基礎控除申告書 ◆																																							
○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算																																							
所 得 の 様 類	収 入 金 額	所 得 金 額																																					
(1) 納付所得	9,000,000 [A]	7,000,000																																					
(2) 納付所得以外の所得の合計額	[B]																																						
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額																																							
7,000,000 円																																							
○ 控除額の計算																																							
<table border="1"> <tr> <td>132万円以下</td> <td>95万円</td> <td rowspan="2">区分 I <small>(左のA～Cを記載)</small></td> </tr> <tr> <td>132万円超 336万円以下</td> <td>88万円</td> </tr> <tr> <td>336万円超 489万円以下</td> <td>68万円</td> </tr> <tr> <td>489万円超 655万円以下</td> <td>63万円</td> </tr> <tr> <td>655万円超 900万円以下</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>55万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超 1,190万円以下</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>1,190万円超 1,320万円以下</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>1,320万円超 1,452万円以下</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>1,452万円超 1,584万円以下</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td>1,584万円超 1,716万円以下</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>1,716万円超 1,848万円以下</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>1,848万円超 1,980万円以下</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>1,980万円超 2,112万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,112万円超 2,244万円以下</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>2,244万円超 2,376万円以下</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>2,376万円超 2,508万円以下</td> <td>0万円</td> </tr> </table>			132万円以下	95万円	区分 I <small>(左のA～Cを記載)</small>	132万円超 336万円以下	88万円	336万円超 489万円以下	68万円	489万円超 655万円以下	63万円	655万円超 900万円以下	65万円	900万円超 950万円以下	60万円	950万円超 1,000万円以下	55万円	1,000万円超 1,190万円以下	50万円	1,190万円超 1,320万円以下	45万円	1,320万円超 1,452万円以下	40万円	1,452万円超 1,584万円以下	35万円	1,584万円超 1,716万円以下	30万円	1,716万円超 1,848万円以下	25万円	1,848万円超 1,980万円以下	20万円	1,980万円超 2,112万円以下	15万円	2,112万円超 2,244万円以下	10万円	2,244万円超 2,376万円以下	5万円	2,376万円超 2,508万円以下	0万円
132万円以下	95万円	区分 I <small>(左のA～Cを記載)</small>																																					
132万円超 336万円以下	88万円																																						
336万円超 489万円以下	68万円																																						
489万円超 655万円以下	63万円																																						
655万円超 900万円以下	65万円																																						
900万円超 950万円以下	60万円																																						
950万円超 1,000万円以下	55万円																																						
1,000万円超 1,190万円以下	50万円																																						
1,190万円超 1,320万円以下	45万円																																						
1,320万円超 1,452万円以下	40万円																																						
1,452万円超 1,584万円以下	35万円																																						
1,584万円超 1,716万円以下	30万円																																						
1,716万円超 1,848万円以下	25万円																																						
1,848万円超 1,980万円以下	20万円																																						
1,980万円超 2,112万円以下	15万円																																						
2,112万円超 2,244万円以下	10万円																																						
2,244万円超 2,376万円以下	5万円																																						
2,376万円超 2,508万円以下	0万円																																						
基礎控除の額 580,000																																							
○ 配偶者の氏名等																																							
配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日																																					
(フリガナ) 配偶者の氏名 ヤマト ハナコ	1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 配偶者の個人番号 配偶者の生年月日 大和 花子	昭和 大平 53年 2月 3日																																					
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所である配偶者の生年月日を一にする事実																																							
◆ 納付所得者の配偶者控除等申告書 ◆																																							
○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算																																							
所 得 の 様 類	収 入 金 額	所 得 金 額																																					
(1) 納付所得	1,190,000 [A]	540,000 円																																					
(2) 納付所得以外の所得の合計額	[B]																																						
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額																																							
540,000 円																																							
○ 控除額の計算																																							
<table border="1"> <tr> <td>132万円以下</td> <td>95万円</td> <td rowspan="2">区分 II <small>(左のA～Cを記載)</small></td> </tr> <tr> <td>132万円超 336万円以下</td> <td>88万円</td> </tr> <tr> <td>336万円超 489万円以下</td> <td>68万円</td> </tr> <tr> <td>489万円超 655万円以下</td> <td>63万円</td> </tr> <tr> <td>655万円超 900万円以下</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>55万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超 1,190万円以下</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>1,190万円超 1,320万円以下</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>1,320万円超 1,452万円以下</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>1,452万円超 1,584万円以下</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td>1,584万円超 1,716万円以下</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>1,716万円超 1,848万円以下</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>1,848万円超 1,980万円以下</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>1,980万円超 2,112万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,112万円超 2,244万円以下</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>2,244万円超 2,376万円以下</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>2,376万円超 2,508万円以下</td> <td>0万円</td> </tr> </table>			132万円以下	95万円	区分 II <small>(左のA～Cを記載)</small>	132万円超 336万円以下	88万円	336万円超 489万円以下	68万円	489万円超 655万円以下	63万円	655万円超 900万円以下	65万円	900万円超 950万円以下	60万円	950万円超 1,000万円以下	55万円	1,000万円超 1,190万円以下	50万円	1,190万円超 1,320万円以下	45万円	1,320万円超 1,452万円以下	40万円	1,452万円超 1,584万円以下	35万円	1,584万円超 1,716万円以下	30万円	1,716万円超 1,848万円以下	25万円	1,848万円超 1,980万円以下	20万円	1,980万円超 2,112万円以下	15万円	2,112万円超 2,244万円以下	10万円	2,244万円超 2,376万円以下	5万円	2,376万円超 2,508万円以下	0万円
132万円以下	95万円	区分 II <small>(左のA～Cを記載)</small>																																					
132万円超 336万円以下	88万円																																						
336万円超 489万円以下	68万円																																						
489万円超 655万円以下	63万円																																						
655万円超 900万円以下	65万円																																						
900万円超 950万円以下	60万円																																						
950万円超 1,000万円以下	55万円																																						
1,000万円超 1,190万円以下	50万円																																						
1,190万円超 1,320万円以下	45万円																																						
1,320万円超 1,452万円以下	40万円																																						
1,452万円超 1,584万円以下	35万円																																						
1,584万円超 1,716万円以下	30万円																																						
1,716万円超 1,848万円以下	25万円																																						
1,848万円超 1,980万円以下	20万円																																						
1,980万円超 2,112万円以下	15万円																																						
2,112万円超 2,244万円以下	10万円																																						
2,244万円超 2,376万円以下	5万円																																						
2,376万円超 2,508万円以下	0万円																																						
配偶者控除の額 380,000 円																																							
◆ 納付所得者の特定親族特別控除申告書 ◆																																							
○ 特定親族の氏名等																																							
(フリガナ) 特定親族の氏名 ヤマト ハル	特定親族の個人番号 [C]																																						
1 大和 春 9 9 8 8 7 7 6 6 5 5 4 4	特定親族の生年月日 平成 18 年 4月 10 日																																						
2	平成 年 月 日																																						
○ 控除額の計算																																							
<table border="1"> <tr> <td>特定親族の本年中の合計所得金額の見積額</td> <td>58万円超85万円以下</td> <td>85万円超90万円以下</td> <td>90万円超95万円以下</td> <td>95万円超100万円以下</td> <td>100万円超105万円以下</td> <td>105万円超110万円以下</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>63万円</td> <td>61万円</td> <td>51万円</td> <td>41万円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> </tr> </table>			特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円																							
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下																																	
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円																																	
表を用いて「特定親族特別控除の額」を求めます																																							

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆	
○ 所得金額調整控除申告書 ◆	
あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は記載する欄です。 ※2※3※4※5※6※7※8※9※10※11※12※13※14※15※16※17※18※19※20※21※22※23※24※25※26※27※28※29※30※31※32※33※34※35※36※37※38※39※40※41※42※43※44※45※46※47※48※49※50※51※52※53※54※55※56※57※58※59※60※61※62※63※64※65※66※67※68※69※70※71※72※73※74※75※76※77※78※79※80※81※82※83※84※85※86※87※88※89※90※91※92※93※94※95※96※97※98※99※100※101※102※103※104※105※106※107※108※109※110※111※112※113※114※115※116※117※118※119※120※121※122※123※124※125※126※127※128※129※130※131※132※133※134※135※136※137※138※139※140※141※142※143※144※145※146※147※148※149※150※151※152※153※154※155※156※157※158※159※160※161※162※163※164※165※166※167※168※169※170※171※172※173※174※175※176※177※178※179※180※181※182※183※184※185※186※187※188※189※190※191※192※193※194※195※196※197※198※199※200※201※202※203※204※205※206※207※208※209※210※211※212※213※214※215※216※217※218※219※220※221※222※223※224※225※226※227※228※229※230※231※232※233※234※235※236※237※238※239※240※241※242※243※244※245※246※247※248※249※250※251※252※253※254※255※256※257※258※259※260※261※262※263※264※265※266※267※268※269※270※271※272※273※274※275※276※277※278※279※280※281※282※283※284※285※286※287※288※289※290※291※292※293※294※295※296※297※298※299※299※300※301※302※303※304※305※306※307※308※309※310※311※312※313※314※315※316※317※318※319※319※320※321※322※323※324※325※326※327※328※329※329※330※331※332※333※334※335※336※337※338※339※339※340※341※342※343※344※345※346※347※348※349※349※350※351※352※353※354※355※356※357※358※359※359※360※361※362※363※364※365※366※367※368※369※369※370※371※372※373※374※375※376※377※378※379※379※380※381※382※383※384※385※386※387※388※389※389※390※391※392※393※394※395※396※397※398※399※399※400※401※402※403※404※405※406※407※408※409※409※410※411※412※413※414※415※416※417※418※419※419※420※421※422※423※424※425※426※427※428※429※429※430※431※432※433※434※435※436※437※438※439※439※440※441※442※443※444※445※446※447※448※449※449※450※451※452※453※454※455※456※457※458※459※459※460※461※462※463※464※465※466※467※468※469※469※470※471※472※473※474※475※476※477※478※479※479※480※481※482※483※484※485※486※487※488※489※489※490※491※492※493※494※495※496※497※498※499※499※500※501※502※503※504※505※506※507※508※509※509※510※511※512※513※514※515※516※517※518※519※519※520※521※522※523※524※525※526※527※528※529※529※530※531※532※533※534※535※536※537※538※539※539※540※541※542※543※544※545※546※547※548※549※549※550※551※552※553※554※555※556※557※558※559※559※560※561※562※563※564※565※566※567※568※569※569※570※571※572※573※574※575※576※577※578※579※579※580※581※582※583※584※585※586※587※588※589※589※590※591※592※593※594※595※596※597※598※599※599※600※601※602※603※604※605※606※607※608※609※609※610※611※612※613※614※615※616※617※618※619※619※620※621※622※623※624※625※626※627※628※629※629※630※631※632※633※634※635※636※637※638※639※639※640※641※642※643※644※645※646※647※648※649※649※650※651※652※653※654※655※656※657※658※659※659※660※661※662※663※664※665※666※667※668※669※669※670※671※672※673※674※675※676※677※678※679※679※680※681※682※683※684※685※686※687※688※689※689※690※691※692※693※694※695※696※697※698※699※699※700※701※702※703※704※705※706※707※708※709※709※710※711※712※713※714※715※716※717※718※719※719※720※721※722※723※724※725※726※727※728※729※729※730※731※732※733※734※735※736※737※738※739※739※740※741※742※743※744※745※746※747※748※749※749※750※751※752※753※754※755※756※757※758※759※759※760※761※762※763※764※765※766※767※768※769※769※770※771※772※773※774※775※776※777※778※779※779※780※781※782※783※784※785※786※787※788※789※789※790※791※792※793※794※795※796※797※798※799※799※800※801※802※803※804※805※806※807※808※809※809※810※811※812※813※814※815※816※817※818※819※819※820※821※822※823※824※825※826※827※828※829※829※830※831※832※833※834※835※836※837※838※839※839※840※841※842※843※844※845※846※847※848※849※849※850※851※852※853※854※855※856※857※858※859※859※860※861※862※863※864※865※866※867※868※869※869※870※871※872※873※874※875※876※877※878※879※879※880※881※882※883※884※885※886※887※888※889※889※890※891※892※893※894※895※896※897※898※899※899※900※901※902※903※904※905※906※907※908※909※909※910※911※912※913※914※915※916※917※918※919※919※920※921※922※923※924※925※926※927※928※929※929※930※931※932※933※934※935※936※937※938※939※939※940※941※942※943※944※945※946※947※948※949※949※950※951※952※953※954※955※956※957※958※959※959※960※961※962※963※964※965※966※967※968※969※969※970※971※972※973※974※975※976※977※978※979※979※980※981※982※983※984※985※986※987※988※989※989※990※991※992※993※994※995※996※997※998※999※999※1000※1001※1002※1003※1004※1005※1006※1007※1008※1009※1009※1010※1011※1012※1013※1014※1015※1016※1017※1018※1019※1019※1020※1021※1022※1023※1024※1025※1026※1027※1028※1029※1029※1030※1031※1032※1033※1034※1035※1036※1037※1038※1039※1039※1040※1041※1042※1043※1044※1045※1046※1047※1048※1049※1049※1050※1051※1052※1053※1054※1055※1056※1057※1058※1059※1059※1060※1061※1062※1063※1064※1065※1066※1067※1068※1069※1069※1070※1071※1072※1073※1074※1075※1076※1077※1078※1079※1079※1080※1081※1082※1083※1084※1085※1086※1087※1088※1089※1089※1090※1091※1092※1093※1094※1095※1096※1097※1098※1099※1099※1100※1101※1102※1103※1104※1105※1106※1107※1108※1109※1109※1110※1111※1112※1113※1114※1115※1116※1117※1118※1119※1119※1120※1121※1122※1123※1124※1125※1126※1127※1128※1129※1129※1130※1131※1132※1133※1134※1135※1136※1137※1138※1139※1139※1140※1141※1142※1143※1144※1145※1146※1147※1148※1149※1149※1150※1151※1152※1153※1154※1155※1156※1157※1158※1159※1159※1160※1161※1162※1163※1164※1165※1166※1167※1168※1169※1169※1170※1171※1172※1173※1174※1175※1176※1177※1178※1179※1179※1180※1181※1182※1183※1184※1185※1186※1187※1188※1189※1189※1190※1191※1192※1193※1194※1195※1196※1197※1198※1199※1199※1200※1201※1202※1203※1204※1205※1206※1207※1208※1209※1209※1210※1211※1212※1213※1214※1215※1216※1217※1218※1219※1219※1220※1221※1222※1223※1224※1225※1226※1227※1228※1229※1229※1230※1231※1232※1233※1234※1235※1236※1237※1238※1239※1239※1240※1241※1242※1243※1244※1245※1246※1247※1248※1249※1249※1250※1251※1252※1253※1254※1255※1256※1257※1258※1259※1259※1260※1261※1262※1263※1264※1265※1266※1267※1268※1269※1269※1270※1271※1272※1273※1274※1275※1276※1277※1278※1279※1279※1280※1281※1282※1283※1284※1285※1286※1287※1288※1289※1289※1290※1291※1292※1293※1294※1295※1296※1297※1298※1298※1299※1299※1300※1301※1302※1303※1304※1305※1306※1307※1308※1309※1309※1310※1311※1312※1313※1314※1315※1316※1317※1318※1319※1319※1320※1321※1322※1323※1324※1325※1326※1327※1328※1329※1329※1330※1331※1332※1333※1334※1335※1336※1337※1338※1339※1339※1340※1341※1342※1343※1344※1345※1346※1347※1348※1349※1349※1350※1351※1352※1353※1354※1355※1356※1357※1358※1359※1359※1360※1361※1362※1363※1364※1365※1366※1367※1368※1369※1369※1370※1371※1372※1373※1374※1375※1376※1377※1378※1379※1379※1380※1381※1382※1383※1384※1385※1386※1387※1388※1389※1389※1390※1391※1392※1393※1394※1395※1396※1397※1398※1399※1	

令和7年分の年末調整における注意事項

令和7年分の扶養控除等(異動)申告書を修正・追記するにあたっての注意事項です

新たに扶養控除等の対象となった親族はいませんか?

所得要件等が改正されました

★①～★⑪をご確認ください
(下線太字と★⑪が改正部分)

記載事項に
変更は
ありませんか

改正、結婚、離婚、出生、子の就職、死亡、配偶者の産休・育休など、令和7年に家族について変更があった場合、受けられる控除にも変更が生じます

新しい情報があれば加筆してください

訂正がある場合は、訂正箇所を二重線で打ち消し、余白に新しい情報を記載してください

令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書									
所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) ヤマト タロウ		あなたの生年月日	明・大 50年 11月 14日	扶			
税務署長	あなたの印 [A] 大和 太郎	世帯主の氏名		大和 大吉					
	あなたの個人番号	112233445566		あなたの親族	父				
	あなたの住所又は居所	(郵便番号 000-0000) 東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号		配偶者の有無	有・無				
扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。									
区分等	個人番号 ★⑤	令和7年中の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由				
★① 源泉控除対象配偶者(注1)	あなたの親族	★⑥ 生年月日	生計を一にする事実	東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号	令和7年中に異動がない場合は、記載してください。				
A	ヤマト ハナコ	111222334444	【B】	同上	その親族が海外に住んでいる場合は、令和7年の送金額を記載してください				
★④ 挑除対象扶養親族(16歳以上)(平22.1以前生)	大和 花子	明・大 53・2・3	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払	012 Happy st., USA	送金月日及び事由				
1	ヤマト ダイキチ	00111122334455	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払	東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号	令和7年11月、所得58万円を超える見込みとなったため削除				
2	大和 大吉	父 明・大 25・12・5	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払	同上	異動月日及び事由				
3	ヤマト カズコ	987654321000	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払	0	記載のしかたはこちら				
4	大和 和子	母 明・大 27・5・28	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払	0	QRコード				
3	ヤマト エイタ	223344556677	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払	0					
4	大和 栄太	子 明・大 16・9・4	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払	0					
4	ヤマト ハル	998877665544	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払	0					
4	大和 春	子 明・大 18・4・10	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払	0					
★② ★③ 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生									
★⑦	該当事者区分	本人	同一生計扶養親族	寡婦 ★⑨ 者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の⑨をお読みください。)	扶養月日及び事由				
C	一般の障害者	□	配偶者(注2)	□ ひとり親 ★⑧ 和子 身体障害者3級 身体障害者手帳 令和2年12月10日交付	令和7年中に変更があり、この申告書に加筆・修正した場合は、ここにその月日と事由を簡潔に記載してください				
特別障害者	□	(人)	□ 勤労学生 ★⑩ 選挙権付配偶者とは、所得者(令和7年中の所得を受ける人及び白色事業専従者を除きます)で、同一生計配偶者は、所得者と生計を一にする他の人の見積額が48万円以下の人をいいます。	(例) 9月30日 結婚 11月15日 出生					
同居特別障害者	□	(人)	□ 配偶者 30歳未満又は70歳以上 □ 孫 38万円以上の支払	【D】					
○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第57条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出する給与所得者)									
16歳未満の扶養親族(平22.1以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたの親族	令和7年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由				
1	ヤマト ナツ	1	東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号	0 円	※ 「令和7年中の所得の見積額欄には、扶養親族による所得を除いた所得の見積額を記載します。				
記載済の親族が ★⑪ 特定親族に該当した場合は、二重線で打ち消し、右欄にその月日と事由を記載してください				0 円					
なお、その親族について特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に記載してください				0 円					
他の所得者が扶養を受ける扶養親族等	氏名	あなたの親族	令和7年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由					
16歳未満の扶養親族(平22.1以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号	非居住者である親族	異動月日及び事由					
1	ヤマト ナツ	1	令和7年中の所得の見積額(※)	寡婦又はひとり親					
記載済の親族が ★⑪ 特定親族に該当した場合は、二重線で打ち消し、右欄にその月日と事由を記載してください			0 円	□ 配偶者 30歳未満又は70歳以上 □ 孫 38万円以上の支払					
なお、その親族について特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に記載してください			0 円	□ 特別					

以下、「所得」とは合計所得額(給与所得や事業所得など、各種所得の合計額)をいいます。金額の目安は、右表をご参照ください。

- ★① 【源泉控除対象配偶者】 あなたと生計を一にする配偶者^{※1}で、令和7年の所得の見積額が95万円以下の人、かつ、あなたの令和7年の所得の見積額が900万円以下
- ★② 【同一生計配偶者】 あなたと生計を一にする配偶者^{※1}で、令和7年の所得の見積額が58万円以下の人
- ★③ 【扶養親族】 あなたと生計を一にする親族(配偶者以外)^{※1}で、令和7年の所得の見積額が58万円以下の人
- ★④ 【控除対象扶養親族】 ★③の扶養親族のうち、16歳以上(平成22年1月1日以前生まれ)の人 但し、海外に住む30歳以上70歳未満の扶養親族については、一定の要件を満たす場合に限られます
- ★⑤ 【老人扶養親族】 ★④の控除対象扶養親族のうち、70歳以上の人(昭和31年1月1日以前生まれ)
- ★⑥ 【特定扶養親族】 ★④の控除対象扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の人(平成15年1月2日から平成19年1月1日までの生まれ)
- ★⑦ 【障害者(特別障害者)】 あなた、★②の同一生計配偶者、★③の扶養親族のうち、一定の障害に該当する人
- ★⑧ 【ひとり親】 あなたが戸籍上も事実上も独身(又は配偶者が生死不明)で、生計を一にする子^{※2}があり、令和7年の所得の見積額が500万円以下の場合
- ★⑨ 【寡婦】 あなたが夫と離婚^{※3}や死別(又は夫が生死不明)した後再婚していない女性で、★⑧のひとり親に該当せず、令和7年の所得の見積額が500万円以下の場合
- ★⑩ 【勤労学生】 あなたが一定の学校等の生徒・訓練生等で、令和7年の所得の見積額が85万円以下、かつ、給与所得等(勤労によって得た所得)以外の所得が10万円以下の場合
- ★⑪ 【特定親族】 あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者以外)^{※1}で、令和7年の所得の見積額が58万円超123万円以下の人

次の書類で、未提出のものがあれば提出してください

[A]に個人番号を記載した場合
番号の確認が行える書類の写し

[B]に○を付した場合、
[C]の項目に✓を付した場合、又は障害者に該当する★②★③が海外に住んでいる場合

親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)
[C]で「留学」に✓した場合は留学ビザ等書類の提出も必要です

[D]に○を付した場合
★④又は障害者に該当する★②★③が海外に住んでいる場合
以下の書類を提出してください

送金関係書類(あなたが令和7年中にその親族の生活費又は教育費に充てるために支払ったことを示す書類)
[C]で「38万円以上の支払」に✓した場合は38万円送金書類(その親族の生活費・教育費に充てるための支払額が38万円以上であることを示す書類)の提出が必要です

[D]に○を付した場合
親族関係書類や送金関係書類等を市区町村に提出しなければならない場合があります

所得の見積額と給与・年金収入金額の目安

所得金額	収入の目安
58万円	収入が給与所得のみの場合、年収が123万円 収入が公的年金等のみの場合、65歳未満は118万円 65歳以上は168万円
85万円	収入が給与所得のみの場合、年収が150万円
95万円	収入が給与所得のみの場合、年収が160万円 収入が公的年金等のみの場合、65歳未満は1,633,334円 65歳以上は205万円
500万円	収入が給与所得のみの場合、年収が6,777,778円
900万円	収入が給与所得のみの場合、年収が1,095万円 所得金額調整控除を受ける場合は年収が1,110万円

*下線太字の金額は改正後のものです

*1 青色事業専従者として給与を受ける人や白色事業専従者は含まれません

*2 他の人の★②又は★③に該当せず、令和7年の総所得金額(合計所得金額に繰越控除を適用した金額)が58万円以下の子に限られます

*3 離婚の場合は、★③の扶養親族がいる場合に限られます

令和7年分の年末調整における注意事項

令和7年分の保険料控除申告書を作成するにあたっての注意事項です
この申告書を提出する際は、◆印の証明書類を添えて提出してください

令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書													
所轄税務署長		給与の支払者の 名称(氏名)				(フリガナ) あなたの氏名		ヤマト タロウ 大和 太郎					
給与の支払者の 法 人 番 号		※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。				あなたの住所 又は 借 所		東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号					
税務署長		給与の支払者の 地 所 在 地 (住 所)											
★① 一般の 生命保 険料 控除	保 险 会 社 等 の 名 称		保 险 等 の 種 類		保 险 期 間		保 险 等 の 契 約 者 の 氏 名		保 险 金 等 の 保 取 人 の 氏 名		新・旧 の 区 分		
	AAA生命		養老		10年		大和 太郎		大和 花子		新・旧 (a)		
	BBB生命		医療		5年		同上		同上		新・旧 (a)		
											新・旧 (a)		
											新・旧 (a)		
											新・旧 (a)		
											新・旧 (a)		
											新・旧 (a)		
											新・旧 (a)		
											新・旧 (a)		
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A 30,000円		Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		① 25,000円		計(①+②) 25,000円		(最高40,000円)		③ 30,000円	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B 70,000円		Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		② 42,500円		計(①+②) 42,500円		(最高50,000円)		④ 18,000円	
★② 介護 医療 保 険 料 控 除		生命 介護 10年 大和 太郎		大和 太郎		大和 太郎		(a)		60,000円		(a)	
「介護医療保険料」に該当するかどうかは、 「控除証明書」の内容でご判断ください (例) 介護医療証明額 新制度(介護医療) 介護医療用 など													
(a)の金額の合計額		D 100,000円		Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		④ 40,000円		計(①+④) 40,000円		(最高40,000円)		⑥ 40,000円	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E 50,000円		Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑤ 37,500円		計(②+⑤) 37,500円		(最高50,000円)		⑦ 40,000円	
計算式Ⅰ(新保険料等用)※ 計算式Ⅱ(旧保険料等用)※													
A, C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式							
20,000円以下		A, C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額							
20,001円から40,000円まで		(A, C又はD) × 1/2 + 10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE) × 1/2 + 12,500円							
40,001円から80,000円まで		(A, C又はD) × 1/4 + 20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE) × 1/4 + 25,000円							
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円							
新旧いずれに該当するかは、 「控除証明書」を見てご判断ください													
新旧いずれに該当するかは、 「控除証明書」を見てご判断ください													
国民年金保険料について、2年前納を行い 「各年に申告する方法」を選択した場合は、 ◆令和7年分に対応する控除証明書 を切り取って提出してください													
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金													
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金													
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金													
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金													
合計(控除額)													

生命保険料についての記載欄

生命保険料控除を受けるため、
あなたが令和7年中に支払った生
命保険料について記載する欄です

- ★① 一般の生命保険料
 - ★② 介護医療保険料
 - ★③ 個人年金保険料

の3つに区分して記載します。

生命保険会社から届いた
「生命保険料控除証明書」
又は契約証書などを確認しながら
記載してください

【支払いがある場合の提出書類】

- #### ◆生命保險料控除證明書

(旧生命保険料で一契約の保険料額が
9,000円以下の場合を除く)

小規模企業共済等掛金についての記載欄

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛け金など、
あなたが令和7年内に直接支払った小規模企業共済等掛け金について
記載する欄です

【支払いがある場合の提出書類】

- #### ◆その掛金を支払ったことの証明書類

毎月の掛金額のみ記載がある場合は、
月数分を乗じて金額を計算します

「前納減額金」に金額の記載がある場合は、
その分を掛金から控除します

毎月の給与から差し引かれた掛金については、
ここに記載する必要はありません

地震保険料についての記載欄

地震保険料控除を受けるため、
あなたが令和7年中に支払った地震
保険料について記載する欄です

保険会社から届いた
「地震保険料控除証明書」
又は契約証書などを確認しながら
記載してください

【支払いがある場合の提出書類】
◆地震保険料控除証明書

- ◆地震保險料控除證明書

社会保険料についての記載欄

社会保険料控除を受けるため、
あなたが令和7年中に直接支払った
国民年金保険料、国民年金基金掛金、
国民健康保険料などについて
記載する欄です

※給与から差し引かれた保険料は
含まれません

※親族分を支払った場合も、ここに
記載してください

【支払いがある場合の提出書類】

- ◆国民年金保険料を支払ったことの証明書類
(厚生労働省が発行したもの)
 - ◆国民年金基金掛金を支払ったことの証明書類
(国民年金基金が発行したもの)

令和8年分の申告書作成時の注意事項

令和8年分の扶養控除等(異動)申告書を作成するにあたっての注意事項です

★①の配偶者についての記載欄

★④の 源泉控除対象親族 についての記載欄

以下の親族についての記載欄です。

- ・ ★③の扶養親族のうち、16歳以上の親人
 - ・ ★⑪ の特定親族のうち、令和8年の所得の見積額が100万円以下の人

お忘れなく

あなたと、
★②の配偶者、
★③の扶養親族
についての記載欄

障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除を受けるための記載欄です

住民税の計算上必要な記載欄

以下、「所得」とは合計所得金額(給与所得や事業所得など、各種所得の合計額)をいいます。金額の目安は、右表をご参照ください。

- | | | |
|----|--------------|--|
| ★① | 【源泉控除対象配偶者】 | あなたと生計を一にする配偶者 ^{※1} で、令和8年の所得の見積額が 95万円 以下の人、かつ、あなたの令和8年の所得の見積額が 900万円 以下 |
| ★② | 【同一生計配偶者】 | あなたと生計を一にする配偶者 ^{※1} で、令和8年の所得の見積額が 58万円 以下の人 |
| ★③ | 【扶養親族】 | あなたと生計を一にする親族(配偶者以外) ^{※1} で、令和8年の所得の見積額が 58万円 以下の人 |
| ★④ | 【源泉控除対象親族】 | ★③の扶養親族のうち、16歳以上(平成23年1月1日以前生まれ)の人 ^{※2} または★⑪の特定親族のうち令和8年の所得の見積額が 100万円 以下の人 |
| ★⑤ | 【老人扶養親族】 | ★④の控除対象扶養親族のうち、70歳以上の人(昭和32年1月1日以前生まれ) |
| ★⑥ | 【特定扶養親族】 | ★④の控除対象扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の人(平成16年1月2日から平成20年1月1日までの生まれ) |
| ★⑦ | 【障害者(特別障害者)】 | あなた、★②の同一生計配偶者、★③の扶養親族のうち、一定の障害に該当する人 |
| ★⑧ | 【ひとり親】 | あなたが戸籍上も事実上も独身(又は配偶者が生死不明)で、生計を一にする子 ^{※3} があり、令和8年の所得の見積額が 500万円 以下の場合 |
| ★⑨ | 【寡婦】 | あなたが夫と離婚 ^{※4} や死別(又は夫が生死不明)した後再婚していない女性で、★⑧のひとり親に該当せず、令和8年の所得の見積額が 500万円 以下の場合 |
| ★⑩ | 【勤労学生】 | あなたが一定の学校等の生徒・訓練生等で、令和8年の所得の見積額が 85万円 以下、かつ、給与所得等(勤労によって得た所得)以外の所得が10万円以下の場合 |
| ★⑪ | 【特定親族】 | あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者以外) ^{※1} で、令和8年の所得の見積額が 58万円 超 123万円 以下の人 |

あなたについての記載欄

※1 青色事業専従者として給与を受ける人や白色事業専従者は含まれません。

※2 海外に住む30歳以上70歳未満の扶養親族については、一定の要件を満たす場合に限られます

※3 他の人の★2又は★3に該当せず、令和8年の総所得金額（合計所得金額に繰越控除を適用した金額）が58万円以下の子に限られます

※4 離婚の場合は、★③の扶養親族
がいる場合に限られます

次の場合には、この申告書とともに
以下の書類を提出してください

【A】に個人番号を記載した場合
番号の確認が行える書類の写し

[B]に○を付した場合

[C]の項目に✓を付した場合
親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)
「留学」に✓した場合は留学ビザ等書類の提出も必要です

上記【B】及び【C】の親族以外に、
障害者に該当し、海外に住んでいる
★②又は★③の親族がいる場合

親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)

所得の見積額と給与・年金収入金額の目安	
所得金額	収入の目安
58万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が123万円 収入が公的年金等のみの場合、 65歳未満は118万円 65歳以上は168万円
85万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が150万円
95万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が160万円 収入が公的年金等のみの場合、 65歳未満は1,633,334円 65歳以上は205万円
100万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が165万円
500万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が6,777,778円
900万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が1,095万円 所得金額調整控除を受ける場合は 年収が1,110万円